

## 北九州市雨水タンク助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、雨水の流出抑制、災害時の雑用水の確保、健全な水循環の形成のため、本市において雨水タンクを設置する者に対し、その購入に要する費用の一部に係る助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「雨水タンク」とは、建物の屋根等に降った雨水を一時的に貯留するためのタンク（置台、転倒防止チェーン、接続に必要な部材等を含む。）をいう。

### (助成対象地区)

第3条 助成対象地区は北九州市内（公共下水道接続済み又は接続見込み）とする。

### (助成金の交付期間等)

第4条 助成金の交付期間は、令和5年7月3日から令和8年3月31日までとする。

2 助成金は、各年度の予算の範囲内において交付するものとする。

### (助成金交付対象者及び要件)

第5条 助成金の交付対象者は、北九州市内において、雨水タンクを設置する建物（戸建住宅に限る。）の所有者又は使用者（所有又は使用する予定の者を含む。）とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。なお、工事の実施については、北九州市下水道条例第8条ただし書きを適用し、排水設備指定工事店に限らないものとする。

- (1) 法人及び個人事業者でないこと。
- (2) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者。
- (3) 雨水タンクを設置する建物は、公共下水道接続済み又は接続見込みの建物であること。
- (4) 過去にこの要綱による助成を受けて雨水タンクを設置した建物でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、及び暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）・暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (雨水タンクの基準)

第6条 この要綱による助成を受けて設置する雨水タンクは、既製品とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 直接雨どいから接続し、耐久性があるもの。
- (2) 蓋付きで、雨水以外のものを流入させないもの。
- (3) 貯留容量が100リットル以上であるもの（複数の雨水タンクを設置し、その貯留容量の合計が100リットル以上である場合を含む）。

### (助成金の額等)

第7条 助成金の額は、雨水タンクの購入価格（消費税の額を含む。設置費、配送費は除く。）の3分の2に相当する額とし、20,000円を限度とする。

2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雨水タンクの購入前に北九州市雨水タンク助成金交付申請書(第1号様式)を上下水道局長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書は、助成金の交付を受けようとする年度の12月15日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第9条 上下水道局長は、前条に規定する交付申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の適否を決定し、北九州市雨水タンク助成金交付決定通知書(第2号様式)又は北九州市雨水タンク助成金不交付決定通知書(第3号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 申請者は、第9条の規定による交付決定通知書の交付を受けた後、申請内容を変更し、又は雨水タンクの設置を中止しようとするときは、雨水タンクの購入前に北九州市雨水タンク助成金変更・中止承認申請書(第4号様式)を上下水道局長に提出しなければならない。ただし、雨水タンクの設置位置の変更(同一の建物に設置する場合に限る。)については、この限りではない。

2 上下水道局長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、北九州市雨水タンク助成金変更・中止承認通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

3 上下水道局長は、前項の審査の結果、承認することが不相当であると認めたときは、北九州市雨水タンク助成金変更不承認通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 申請者は、雨水タンクの設置が完了したときは、速やかに北九州市雨水タンク助成金設置完了報告書(第7号様式)を上下水道局長に提出しなければならない。

2 前項の規定による完了報告書は、第9条に規定する交付決定通知書の交付日の属する年度の1月末日までに提出しなければならない。

(助成金額の確定の通知)

第12条 上下水道局長は、前条の規定により完了報告を受けた場合においては、完了報告書の内容の確認し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、北九州市雨水タンク助成金交付額確定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

2 上下水道局長は、前項に規定する完了報告書の内容の確認において、必要と認めるときは現地調査を実施することができる。

(是正措置)

第13条 上下水道局長は、前条の規定による完了報告書の内容の確認及び現地調査の結果、交付決定の内容に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとることを命ずるものとする。

2 申請者は、前項の規定により是正措置を命じられたときは、当該措置をとらなければならない。

(助成金の交付請求)

第14条 申請者は、第12条の規定により確定通知を受けたときは、助成金の交付を請求することができる。

(助成金の交付)

第15条 上下水道局長は、前条の規定による請求が適正であると認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 上下水道局長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。なお、取消した際に損害が生じた場合、市による補償は行わない。

(1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 上下水道局長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雨水タンクの管理等)

第17条 助成金の交付を受けた者は、当該雨水タンクを7年以上存続させ、施設が廃止されない限りにおいて、常に良好な状態に管理しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者は、当該施設を7年以内に第三者に譲渡又は廃止しようとするときは、北九州市雨水タンク譲渡等申請書(第9号様式)を上下水道局長に提出しなければならない。

3 助成金の交付を受けた者は、転居等に伴い当該施設を第三者に譲渡しようとするときは、その第三者に対し、第1項の規定により存続の必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

4 上下水道局長は、助成金の交付を受けた者に対し、雨水タンクの管理状況の調査等について、協力を求めることができる。

(他の法令との関係)

第18条 助成金の交付に関しては、この要綱に定めがあるものを除き、北九州市補助金等交付規則に定めるところによる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、下水道計画課長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

北九州市上下水道局長 様

## 北九州市雨水タンク助成金 交付申請書

北九州市雨水タンク助成金交付要綱第8条の規定に基づき、裏面に記載の誓約事項に同意のうえ、助成金の交付を申請します。

申請者(助成を受ける方)			
フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	年 月 日
現住所	〒 都・道 府・県 市 町 村		
雨水タンク設置場所 ※現住所と同じ場合は記入不要	北九州市 区		
メールアドレス			
電話番号 ※日中連絡のできる 電話番号を記載			

提出する書類に関する連絡先			
<input type="checkbox"/> 申請者と同一			
<input type="checkbox"/> 代理人	法人名 ( )	担当者 ( )	
	〒 都・道・府・県	市・町・村	
	住所		
	電話番号 ( )		

設置完了予定日(申請書作成時点での完了予定日を記載して下さい。)

設置内容	交付申請額		
貯留容量 0 基	円		下記①と②を比べて 少ない方の金額
<交付申請額 計算書>			
見積書に記載の購入価格(税込) ※設置費、配送費を除く	×2/3	=	千円未満を切捨て
円			円 …… ①
助成金の上限額 20,000円			…… ②

## 《添付資料》

- 見積書等の写し(雨水タンクの購入価格が明記されていること)
- カタログ、パンフレット等(雨水タンクの形状や容量が分かるもの)
- 設置予定箇所の写真(建築前で建物がない場合は図面など)
- 市税に滞納がないことの証明(各区役所や出張所の窓口にて「納税証明」を取得してください)

## 《注意事項》

交付申請書を審査した結果、助成金を交付できない場合があります。  
また、交付額は、完了報告書を確認後にお知らせします。

## 《誓約事項》

### 助成金の申請に関する事項

1. 申請内容に一切の虚偽がないことを誓約します。
2. 北九州市及び北九州市上下水道局に対して納めるべき市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料に滞納がないことを誓約します。また、滞納がないことを各関係部署へ照会することについて、同意します。
3. 暴力団員でないこと、及び暴力団・暴力団員と密接な関係を有する者でないことを誓約します。また、北九州市暴力団排除条例第6条の規定に基づき、暴力団排除を徹底するために警察へ照会することについて、同意します。
4. 北九州市雨水タンク助成金交付要綱の内容に違反している場合、当該交付決定の取消しを受けること及び助成金の返還請求を受けることに異議を申し立てません。
5. 交付決定後に、雨水タンクを購入することを誓約します。

### 設置後の管理に関する事項

1. 雨水タンクを7年以上存続させ、その機能を維持するため点検及び清掃等の管理を適切に行います。
2. 安全のため、雨水タンクの転倒防止策を施します。
3. 雨水タンクの異常、管理不行き届き等からその他の者に事故、問題が生じても、一切市の責任を問いません。
4. 雨水タンクを設置する目的の一つである「雨水流出抑制」の効果を発揮するため、大雨が予想されるときは事前に雨水タンクを空にする等の取組みに努めます。
5. 雨水タンクを第三者に譲渡しようとするときは、その第三者に、上記「設置後の管理に関する事項1～4」について説明し、その理解を得るよう努めます。

第2号様式

北九州市指令上下計第 号  
令和 年 月 日

様

北九州市上下水道局長

## 北九州市雨水タンク助成金 交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました雨水タンク助成金の交付について、  
下記のとおり交付することを決定しましたので、通知いたします。

### 記

1. 交付決定番号
2. 設置場所
3. 設置内容 雨水タンク 〇、基
4. 交付予定額 円

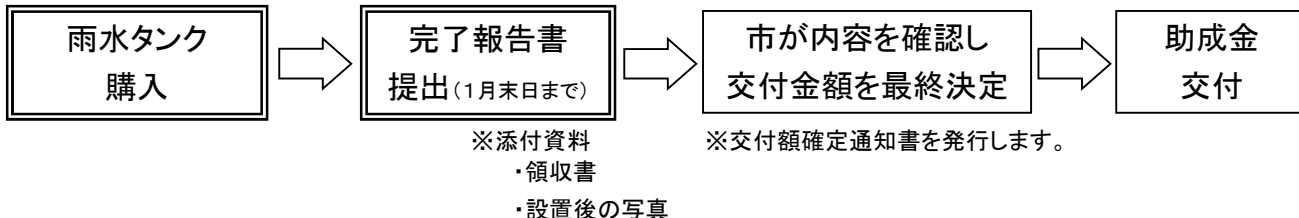
※最終的な交付額は工事完了後に確定します。

### ( 注 意 事 項 )

1. この交付決定通知を受領後に雨水タンクを購入してください。
2. 交付額は工事完了後に確定します。
3. 申請内容に変更または中止が生じた場合は、速やかに第5号様式(変更・中止承認申請書)を提出してください。
4. 誓約事項を必ず順守してください。(別紙「交付申請書」裏面詳細)
5. 完了報告書が提出期日(交付決定通知書の交付日の属する年度の1月末日)までに提出されないときは、交付決定を取り消される場合がありますので、必ず提出期日までに提出してください。
6. この交付決定の内容または条件に異議がある場合は当該通知を発した日から15日以内に、申請を取り下げることができます。

### ※ 参 考 ※

( 今 後 の 手 続 き ) 回:申請者 □:市



第3号様式

北九州市指令上下計第 号  
令和 年 月 日

様

北九州市上下水道局長

## 北九州市雨水タンク助成金 不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました雨水タンク助成金の交付について、  
下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、通知いたします。

### 記

- |          |        |     |
|----------|--------|-----|
| 1. 申請場所  |        |     |
| 2. 申請内容  | 雨水タンク  | 0、基 |
| 3. 不交付理由 | 下記のとおり |     |

( 不 交 付 理 由 )

1. 助成対象地区でないため
2. 助成金交付対象者の条件に満たないため
3. 雨水タンクの基準に満たないため
4. 助成金の額が千円未満となるため
5. 当該年度の予算が上限に達したため
6. その他

( )

北九州市上下水道局長 様

### 北九州市雨水タンク助成金 変更・中止承認申請書

北九州市雨水タンク助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者(助成を受ける方)	
フリガナ	
氏名	
現住所	※交付申請書(第1号様式)から変更があった場合のみ記載してください。 〒 _____ 都・道 市 府・県 町 村
メールアドレス	※交付申請書(第1号様式)から変更があった場合のみ記載してください。
電話番号 ※日中連絡のできる 電話番号を記載	※交付申請書(第1号様式)から変更があった場合のみ記載してください。
交付決定番号	

変更理由	
<input type="checkbox"/>	設置場所の変更 (変更後: _____ )
<input type="checkbox"/>	設置容量の変更 ( _____ )ℓ → ( _____ )ℓ
<input type="checkbox"/>	設置数の変更 ( _____ )基 → ( _____ )基
<input type="checkbox"/>	その他変更理由 ( _____ )
<input type="checkbox"/>	設置の中止

変更設置内容		変更交付申請額																	
貯留容量	ℓ _____ 基 _____	円 _____	下記①と②を比べて 少ない方の金額																
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th colspan="4">〈交付申請額 計算書〉</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">見積書に記載の購入価格(税込) ※設置費、配送費を除く</td> <td style="text-align: center;">× 2/3</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">千円未満を切捨て</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円 _____</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円 _____</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td style="text-align: right;">… ①</td> </tr> </table>				〈交付申請額 計算書〉				見積書に記載の購入価格(税込) ※設置費、配送費を除く	× 2/3	=	千円未満を切捨て	円 _____			円 _____				… ①
〈交付申請額 計算書〉																			
見積書に記載の購入価格(税込) ※設置費、配送費を除く	× 2/3	=	千円未満を切捨て																
円 _____			円 _____																
			… ①																
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">助成金の上限額 20,000円</td> </tr> </table>			助成金の上限額 20,000円	… ②															
助成金の上限額 20,000円																			

※交付申請書(第1号様式)から変更があった場合のみ記載してください。



第5号様式

北九州市指令上下計第 号  
令和 年 月 日

様

北九州市上下水道局長

## 北九州市雨水タンク助成金 変更・中止承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました雨水タンク助成金の変更・中止について、下記のとおり承認することを決定しましたので、通知いたします。

### 記

1. 交付決定番号

2. 変更内容

- (1)設置場所の変更 ( )
- (2)設置容量の変更 ( )ℓ → ( )ℓ
- (3)設置数の変更 ( )基 → ( )基
- (4)その他変更( )
- (5)設置の中止

3. 変更後交付予定額

円

※最終的な交付額は工事完了後に確定します。

(備考)

この交付決定の内容または条件に異議がある場合は当該通知を発した日から15日以内に、申請を取り下げることができます。

第6号様式

北九州市指令上下計第 号  
令和 年 月 日

様

北九州市上下水道局長

## 北九州市雨水タンク助成金 変更不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました雨水タンク助成金の変更について、  
下記のとおり不承認することを決定しましたので、通知いたします。

### 記

1. 交 付 決 定 番 号

2. 不 承 認 理 由

(

)

北九州市上下水道局長 様

### 北九州市雨水タンク助成金 設置完了報告書

交付決定を受けた北九州市雨水タンク助成金の対象施設について、工事が完了しましたので、下記重要確認事項に同意の上、以下のとおり関係書類を添えて報告します。

<p><b>《重要確認事項》</b></p> <p>本報告に虚偽があった場合、交付決定を取り消されることに異議を申し立てません。</p>
--

<b>申請者(助成を受ける方)</b>	
フリガナ	
氏名	
現住所	※申請内容に変更があった場合のみ記載してください。 〒 ー 市 都・道 府・県 町・村
メールアドレス	※申請内容に変更があった場合のみ記載してください。
電話番号 ※日中連絡のできる 電話番号を記載	※申請内容に変更があった場合のみ記載してください。
交付決定番号	

<b>提出する書類に関する連絡先</b>		※申請内容に変更があった場合のみ記載してください。	
<input type="checkbox"/> 申請者と同一			
<input type="checkbox"/> 代理人	法人名 ( )	担当者 ( )	
	〒 ー		
	住所 都・道・府・県	市・町・村	
	電話番号 ( )		

<b>助成金請求金額</b>						
雨水タンク		0		基		円 = C1
合計						円

**<助成金請求金額 積算根拠>**

雨水タンク

購入費(付属品含む)	× 2/3	=	千円未満切捨て	…A1	A1とB1の 低い方の金額	C1

A1とB1を比較して、低い方の金額をC1とする

1基あたりの上限金額 20,000円	…B1
-----------------------	-----

助成金振込先口座(ゆうちょ銀行以外)						
金融機関名						
支店名						
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	(いずれかに☑)			
口座番号 (右づめ)						
フリガナ						
口座名義人						

助成金振込先口座(ゆうちょ銀行)							
通帳記号							
通帳番号 (右づめ)							
フリガナ							
口座名義人							

設置場所	
<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同一	
<input type="checkbox"/> 申請者の住所と異なる(下欄に記載)	

工事完了日	

<添付書類>

- 領収書の写し(領収書が発行されない場合は、購入費(付属品を含む)を証する書類)
- 設置完了後の写真(設置箇所及び雨どいに接続している部分の写真)
- 銀行口座の写し(口座名義人及び振込先がわかるもの)

第8号様式

北九州市指令上下計第 号  
令和 年 月 日

様

北九州市上下水道局長

## 北九州市雨水タンク助成金 交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで完了報告がありました雨水タンク助成金について、  
下記のとおり交付額を確定しましたので、通知いたします。

記

1. 交付決定番号

2. 交付額確定金額(C1) 円

<交付確定額 積算根拠>

雨水タンク

購入費(付属品含む)			千円未満切捨て
	$\times 2/3$	=	

・・・A1

A1とB1を比較して、低い方  
の金額をC1とする

A1とB1の 低い方の金額	C1
------------------	----

1基あたりの上限金額  
20,000 円

・・・B1

第9号様式

令和 年 月 日

北九州市上下水道局長 様

申請者 住所  
氏名

## 北九州市雨水タンク譲渡等申請書

助成金の交付を受けた雨水タンクを下記のとおり譲渡等しますので北九州市雨水タンク助成金交付要綱第17条第2項に基づき申請します。

記

1. 交 付 決 定 番 号
2. 申 請 内 容  
( 譲 渡 ・ 廃 止 ・ そ の 他 )
3. 申 請 理 由
4. 譲 受 人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_